

財務省告示第百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、平成二十一年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十一年三月三十一日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項に規定する輸入基準数量は、平成二十一年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入基準数量
一	〇トン
二	三四トン
三	一・三二トン
四	三五、〇八〇トン
五	一、四七〇トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六	
六二四トン	一、一一七トン	一九、三九八トン	一五三、八二三トン	二〇、九九五トン	四三三トン	八二三、九三一トン	一、四二九、四八〇トン	六、三二四、四三二トン	九七、六九〇トン	一六、三〇四トン	九、一一七トン	五〇、四九三トン	五・二二トン	一・〇四トン	一一トン	

二九	一、二九三トン
二八	一三トン
二七	一八、三一六トン
二六	九、四八八トン
二五	〇トン
二四	四二トン
二三	八、八八二トン
二三	二四〇トン
二二	三八、四七六トン